

令和8年2月24日

介護保険サービス事業所 管理者 様
地域包括支援センター センター長 様

川崎市介護保険要介護認定・要支援認定に係る情報提供の開始について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の市政運営に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、「川崎市介護保険閲覧等請求」により要介護認定関係資料の交付を行ってきましたが、介護情報基盤への情報連携開始等（令和10年4月予定）に伴い、制度名を「**川崎市介護保険要介護認定・要支援認定に係る情報提供**」に改め、令和8年4月1日から開始いたします。新制度移行後の主な変更点は下記のとおりです。

1 情報提供申請の目的について

現在、情報提供が可能な請求目的は、「介護サービス計画作成」、「地域ケア会議における個別事例の検討」及び「特別養護老人ホーム入所に関する検討のための委員会における特例入所対象者の判定・優先入所対象者の判定」としてありますが、令和8年4月1日以降は、「**認知症高齢者の日常生活自立度を基準とした認知症加算の算定**」を目的とする申請についても、情報提供を行うものとします。

2 情報提供に係る本人同意の確認方法について

要介護・要支援認定申請書（以下「認定申請書」という。）の改正に伴い、認定申請書において情報提供に関する同意が確認できた場合には、情報提供申請時に別途同意を取得する必要はありません。

ただし、認定申請時に情報提供に関する同意の取得がなく、居宅届により同意が確認できた場合の取扱いについては、「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書と川崎市介護保険制度における閲覧等請求書の同意欄の取扱いについて（通知）」（6川健介保第1654号・令和7年3月25日付）に基づくものとします。この場合、介護サービス計画作成を目的とした申請であれば、情報提供申請時に別途同意を取得していただく必要はありません。

なお、認定申請書・居宅届のいずれにおいても同意が確認できない場合は、別紙同意書の提出が必要となります。※関連する様式は、準備が整い次第、ホームページに掲載いたします。ホームページにおける様式の掲載場所については、別途周知いたします。

3 オンライン手続かわさき上の申請に対する要介護認定情報の電子交付の開始

令和5年4月から、「オンライン手続かわさき」を利用した介護保険閲覧等請求に係る電子申請が可能となっていますが、今回の制度改正を踏まえ、電子申請による請求については、電子交付により対応

することとしました。これにより、申請から交付までの所要日数の短縮を図ります。なお、従来の電子申請からの主な変更点は、次のとおりです。

- ・電子申請に対する交付方法については、原則として電子交付に限定します。
- ・電子申請を行う場合は、G ビズ ID アカウントを使用して、「オンライン手続かわさき」にログインする必要があります。

詳細については、今後川崎市のホームページや、メールニュースかわさき等で情報を共有させていただきますので、併せて御確認いただきますようお願いいたします。

担当) 川崎市健康福祉局長寿社会部
介護保険課認定係
電話 044-200-2455

(写)

6 川健介保第 1654 号

令和 7 年 3 月 25 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター センター長様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書と川崎市介護保険制度における閲覧等請求書の同意欄の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月 31 日付、3 川健介保第 1634 号にて居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下「居宅届」という）と川崎市介護保険制度における閲覧等請求書（以下「閲覧請求書」という）の取扱いについて、「居宅届」と「閲覧等請求書」を同時に提出する際に、居宅届の同意欄に署名又は記名押印がされている場合については、「閲覧等請求書」の委任状の署名を不要とする取扱いとしたところです。

この度、居宅介護支援事業者等の利便性の向上の観点から、同運用の見直しを行い、下記のとおり実施することとしましたので通知いたします。

居宅届の同意欄及び閲覧等請求書の委任状欄の取扱いについて

- ①居宅届の旧様式は使用終了とする。
- ②居宅届の委任欄に署名のあるものは、区役所で介護保険システムへの入力を行い、閲覧請求時にシステム確認ができたものについては、以降の閲覧請求書の委任状の記入は不要とする。
- ③令和 7 年 3 月 31 日以前に届出のあった居宅届については、原則として従来通り閲覧請求書の委任状欄への署名を必要とするが、システム確認できるものについてはこの限りではない。
- ④閲覧請求同意のため新たに居宅届を提出する場合はこれを受領する。
- ⑤上記取扱いについては、令和 7 年 4 月 1 日受付分から適用する。

参考資料（別添参照）

- ・令和 4 年 3 月 31 日付、3 川健介保第 1634 号居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の同意欄追加に伴う取り扱いについて（通知）

各区申請窓口・問い合わせ先

川崎区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒210-8570 川崎区東田町 8 番地

電話：044-201-3282

幸区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒212-8570 幸区戸手本町 1 丁目 11 番地 1

電話：044-556-6655

中原区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒211-8570 中原区小杉町 3 丁目 245 番地

電話：044-744-3179

高津区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒213-8570 高津区下作延2丁目8番1号

電話：044-861-3263

宮前区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番5号

電話：044-856-3245

多摩区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒214-8570 多摩区登戸1775番地1

電話：044-935-3185

麻生区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒215-8570 麻生区万福寺1丁目5番1号

電話：044-965-5198

(担当) 介護保険課給付係

電話 044 - 200 - 2687

介護保険課認定係

電話 044 - 200 - 2455

市内指定居宅介護支援事業所 管理者 様

市内指定居宅介護予防支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の同意欄追加に伴う取り扱いについて（通知）

日ごろから、本市介護保険事業の運営に多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年8月1日付けで、「川崎市介護保険条例施行規則」（平成12年3月31日規則第57号）の改正に伴い、「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下「居宅届」といいます。）に介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書の提供に関する同意欄を追加しました。

本改正に伴い、川崎市介護保険制度における閲覧等請求書（以下「閲覧等請求書」といいます。）の委任状に署名を求めているにもかかわらず、居宅届の同意欄にも署名を行うのは、厳密には別の目的ではありますが、類似する内容に対して、2つの署名をしている状態です。

同意欄の追加後に、運用について検討を行ってきたところですが、本市では、「川崎市個人情報保護条例」に基づき、同意欄の署名を以って閲覧等請求書の委任状欄の省略は完全にはできないという整理といたしますが、事務簡略化の観点から、今後の取り扱いを下記のとおりといたしますので、お取り計らいの程よろしく申し上げます。

○規則改正後の居宅届の同意欄及び閲覧等請求書の委任状欄の取扱い

・居宅届の同意欄

同意欄に署名又は記名押印がない状態でも「居宅届」を提出することを可能とします。

・閲覧等請求書の委任状欄

原則、「閲覧等請求書」の委任状の署名は引き続き必要としますが、「居宅届」と「閲覧等請求書」を同時に提出する際に、居宅届の同意欄に署名又は記名押印がされている場合については、「閲覧等請求書」の委任状の署名を不要とします。ただし、当該申請以降に改めて閲覧等請求を行う場合は、委任状の署名を必要とします。

※同意欄の取扱いについては、令和3年8月1日から有効ですが、委任状の取扱いについては、令和4年4月1日以降に御提出いただいた場合に、有効なものいたします。

※要介護認定申請と同じタイミングで居宅届を提出し、認定結果が判明後に閲覧等請求書を御提出いただいた場合は、当該取扱いの対象外となり、閲覧等請求書の委任状の記載は必要といたします。

介護保険課給付係 担当
TEL 044-200-2687
FAX 044-200-3926